



2026年2月18日

各 位

会社名 小林製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 豊田 賀一
コード番号 4967 東証プライム

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月18日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2026年3月27日開催予定の第108期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款の一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の紅麹関連製品にて一部の紅麹原料に当社の想定していない成分が含まれていた件における再発防止策の主要課題として「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」を掲げ、その一環として、コーポレート・ガバナンスの基礎となる機関設計の再検証を行いました。検討を重ねた結果、2026年2月10日付当社プレスリリース「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することが適切であるとの判断に至りました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、その他の必要な文言の加除、修正及び条数の整備等の所要の変更を行うものです。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とともに、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会は中長期的な経営戦略や重大リスクへの対応等の審議を深化させることで、取締役会による監督機能を一層強化いたします。同時に、取締役会から取締役への権限委譲を通じて、意思決定の迅速化を図り、経営の機動性を高めます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>

(3) 監査役会	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第9条（条文省略）	第5条～第9条（現行どおり）
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対し請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対し請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③（条文省略）</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</p> <p>③（現行どおり）</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p>
第13条～第19条（条文省略）	第13条～第19条（現行どおり）
<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会で選任する。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して選任する。</p>

<p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)</p>	<p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) <u>④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>(取締役の任期) <u>第 22 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) <u>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から代表取締役を選定する。</u> ② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員であるものを除く。) の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第 24 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるとき</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u> ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続</p>

は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第26条（条文省略）	(取締役会の招集権者および議長) 第 26 条（現行どおり）
(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 <u>出席した取締役の過半数</u> をもって行う。	(取締役会の決議方法) 第 27 条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の過半数が出席し、 <u>その過半数</u> をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第28条 当会社は、取締役の全員（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当会社は、取締役の全員（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第29条（条文省略）	(取締役会規程) 第 30 条（現行どおり）
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
(顧問および相談役) 第31条（条文省略）	(顧問および相談役) 第 32 条（現行どおり）
第 5 章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役の員数)	(削 除)
第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第33条 監査役は、株主総会の決議によって選	

<p>任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当会社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定め</p>	(削除)

<u>がある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u>	
<u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
第41条～第44条 (条文省略)	<u>第37条～第40条 (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当会社は、取締役会の決議によって、第108期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった</u>

ものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日：2026年3月27日（金）

定款変更の効力発生予定日：2026年3月27日（金）

4. その他の議案

本定時株主総会には「定款の一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）」のほかに、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」、「監査等委員である取締役3名選任の件」、「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」、「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」及びOasis Japan Strategic Fund Ltd.様より受領した株主提案4議題を付議することについても、本取締役会において決議しております。

以上